

もうけ話・副業トラブル110番

～誰でも簡単にかせげるってほんと！？
うまいもうけ話に注意しましょう～

インターネットの副業サイトや広告、SNS上で「誰でも簡単に収入が得られる」と勧誘されて高額な契約をしてしまったが「実際にはもうからない」といったもうけ話や副業に関する相談が増加しています。滋賀県消費生活センターでは、消費者被害回復や消費者への注意喚起を目的に「もうけ話・副業トラブル110番」として相談窓口を開設します。



☎0749-23-0999

(相談専用)

受付期間:令和2年12月1日(火)～12月15日(火)まで(日曜除く)

受付時間:午前9時15分～午後4時

対 象:副業サイト、投資、情報商材、マルチ商法(ネットワークビジネス)、預託商法など、もうけ話や副業に関する相談

[インターネット消費生活相談はこちら⇒](#)



【実施主体・お問い合わせ】滋賀県消費生活センター 彦根市元町4-1 [TEL:0749-27-2234](tel:0749-27-2234)